

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目 次

ページ

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則
○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

（人事課） 一

○公有財産規則の一部を改正する規則

（管財課） 二

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課） 二

○議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

（同） 三

告 示

○形質変更時要届出区域の指定

（環境対策課） 三

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

（農村振興課） 五

○保安林の指定の予定（二件）

（森林整備課） 五

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度

（同） 五

企 業 局

○企業局処務規程の一部を改正する管理規程

六

○企業局工事施行規程の一部を改正する管理規程

七

教 育 委 員 会

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

七

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月一日

○宮城県規則第三号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号ハ中「三千万円」を「五千万円」に改める。

第十条第一項第三十四号イ及びロ中「三億円」を「五億円」に改め、同項第三十五号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

第十五条第四号イ及びロ中「二億五千万円」を「三億円」に改め、同条第五号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

第十八条第一項第二十二号イ及びロ中「一億五千万円」を「四億円」に、「三億円」を「五億円」、

気仙沼土木事務所長にあつては「三億円」に改め、同項第二十三号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

第十九条第十一号イ及びロ中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同条第十二号中「三千万円」

を「五千万円」に改める。

第二十条第二号イ及びロ中「二億五千万円」を「三億円」に改め、同条第三号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

附則第四項を削る。

附則第五項中「東日本大震災」の下に「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地

震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」を加え、「第十条第一項第三十四号」及び

「第十条第一項第三十四号中「三億円」とあるのは「五億円」とを削り、「二億五千万円（

を「四億円」に、「三億円」を「五億円」、気仙沼土木事務所長にあつては「三億円」に、「一億五千

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の一

部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「三億円」を「五億円」に改める。

附則第三項を削る。

附則第四項中「前項に規定する」を「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の」に改め、同項を附則第三項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第九号中「き損」を「毀損」に改める。

第二十二条中「こえる」を「超える」に、同条ただし書中「副わない」を「沿わない」に改める。

第二十六条第一号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第三十六条並びに第四十一条の二第一項第五号及び第二項第五号中「き損」を「毀損」に改める。

様式第二号中「部 局 長 印」を「部 局 長 長 印」に改める。

様式第三号中「部」を削る。

様式第四号中「部 局 長 印」を「部 局 長 長 印」に改める。

様式第八号、様式第八号の二、様式第九号の二及び様式第十二号中「部」を削る。

様式第十三号備考一を次のように改める。

1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 申請人が個人である場合においては、申請人の住民票の抄本（住民基本台帳法）昭和42年法律第81号）第30条の15第1項の規定により知事が当該申請人に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コードを除く。）を利用する場合を除く。）及び印鑑登録証明書

(2) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書

(3) 暴力団等に該当しない旨の誓約書

様式第十四号中「部」を削る。

様式第十五号の二中「宮城県教育委員会 印」を「宮城県教育委員会 長 印」に改める。

様式第十五号の三中「宮城県教育委員会 印」を「宮城県教育委員会 長 印」に改める。

「宮城県教育委員会 長 印」を削る。

様式第十七号及び様式第十八号中「宮城県教育委員会 印」を「宮城県教育委員会 長 印」に改める。

様式第十九号中「部 局 長 印」を「部 局 長 長 印」に改め、同様式備考中「2部」を削る。

様式第二十号及び第二十一号中「部 局 長 印」を「部 局 長 長 印」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条第一号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の公有財産規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の公有財産規則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「以下同じ。」及び「別表第一各部長の項第十七号、別表第四地方振興事務所の地域事務所長の項第十号及び」を削り、「別表第一各部長の項第十七号及び別表第四地方振興事務所の地域事務所長の項第十号中「三億円」とあるのは「五億円」と、別表第九土木事務所の地域事務所長の

項第十四号中「一億五千万円」とあるのは」を「同号中「三億円」とあるのは、」に改める。

附則中第七項を削り、第八項を第七項に改める。

別表第一各部長の専決事項の項第十七号イ及びニ中「三億円」を「五億円」に改め、同項第十九号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第一各課長の専決事項の項第二十八号イ及びニ中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項第三十号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第三各地域事務所の専決事項の項第二号ロ(3)中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第四地方振興事務所の地域事務所長の専決事項の項第十号イ中「二億円以上三億円未満」を「四億円以上五億円未満」に改め、同号ロ中「三億円」を「五億円」に改め、同項第十一号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第四副所長(技術を担当する副所長)の専決事項の項中「二億五千万円以上二億円未満」を「三億円以上四億円未満」に改める。

別表第四地域事務所に置かれる副所長(技術を担当する副所長)の専決事項の項中「一億五千万円以上二億円未満」を「三億円以上四億円未満」に改める。

別表第四農業農村整備部長の専決事項の項第十三号イ中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項第十四号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第四水産漁港部長の専決事項の項第十三号イ中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項第十四号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第四林業振興部長の専決事項の項第十一号イ中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項第十二号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第四地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第十号イ中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項第十一号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第四地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項第九号イ中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項第十号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十四号イ及びロ中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項第十五号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第九仙台土木事務所に置かれる副所長(技術を担当する副所長)の専決事項の項中「一億五千万円以上二億円未満」を「三億円以上四億円未満」に改める。

別表第九仙台土木事務所の道路部長及び河川部長の専決事項の項第一号イ中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項第二号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年二月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第二号

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

議会に係る財務事務の補助執行に関する規程(昭和四十六年宮城県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「三億円」を「五億円」に改める。
附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この訓令は、令和四年二月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五十一号

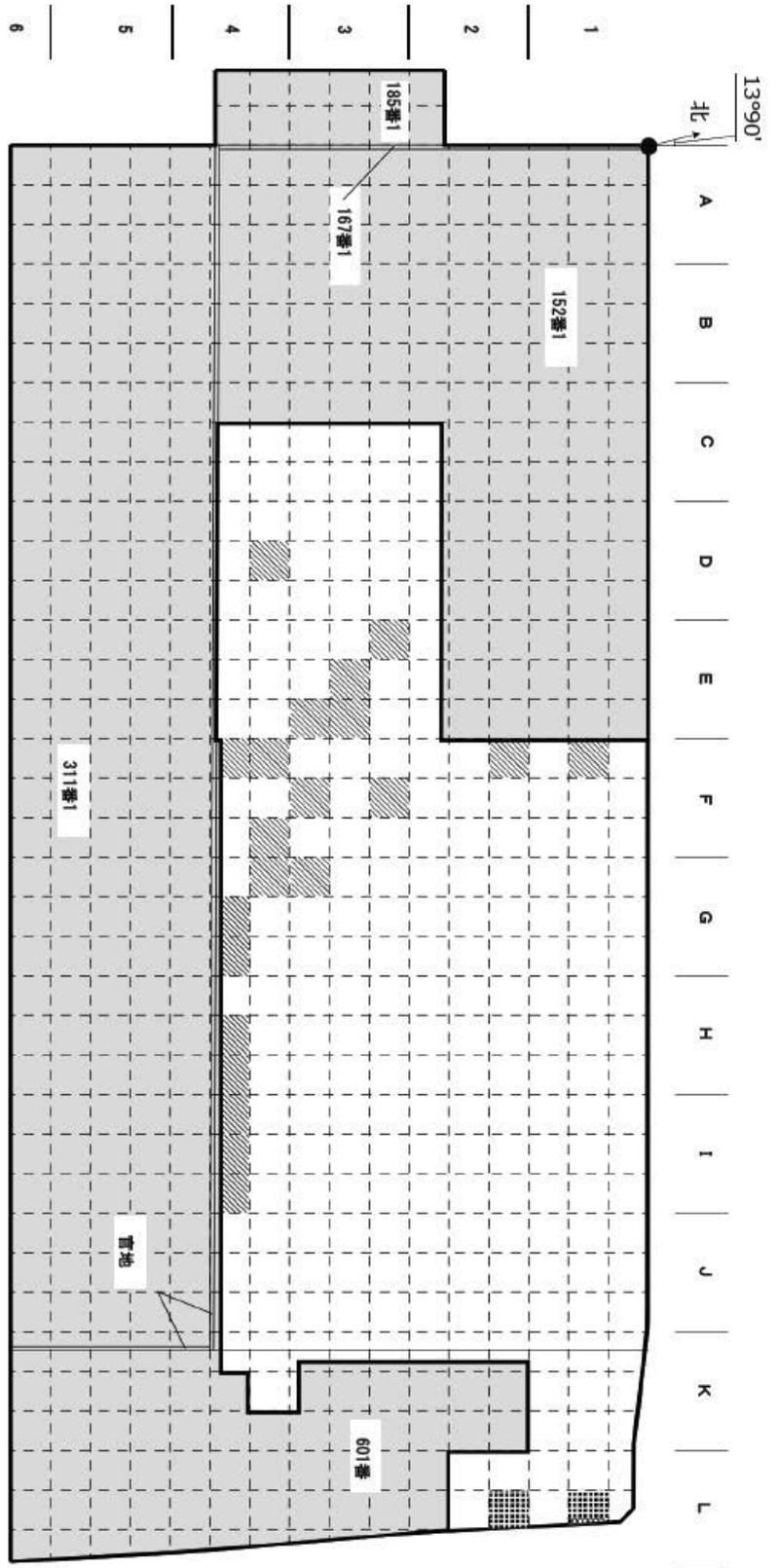
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

令和四年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

大崎市古川中里六丁目六百一番の一部とし、次の図のとおりとする。



凡例

- : 起点
- - - : 単位区画
- : 筆の境界線
- : 敷地境界
- : 調査の対象とならない区域 (土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の規定等による。)
- ▨ : 既に指定されている形質変更時要届出区域 (形一21)
- : 新たに指定される形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、大崎市古川中里六丁目167番1の最北端とする。

<格子の回転角度> 13° 90'

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

○宮城県告示第五十二号

県営吉田東部1期地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年二月一日から令和四年三月三日まで

三 縦覧場所

亘理町役場

○宮城県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市榎二八五の二五、二八七の一、二九〇の二・二九一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町入谷岩沢三三の三三、三三の四六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和四年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和四年二月一日

保安林の種類	同一の単位とされる保安林等の区域	宮城県知事 村 井 嘉 浩	皆伐面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	本吉地区		三九二・四八
	北上川下流		三一九・六一
	石巻地区		三九三・〇二
	追川地区		一、一一八・九五
	江合川上流		七四九・〇九
	鳴瀬川上流		一、二七六・六四
	江合川下流		〇・八四
	鳴瀬川下流		二四五・一八
	黒川地区		一、三五九・六二
	仙台地区		一、六六九・〇一
	白石地区		二四・九八
土砂流出防備保安林	本吉地区		八・九六
	北上川下流		二五・〇二
	石巻地区		七六・〇六
	追川地区		一九一・一五
	江合川上流		二四九・二二
	鳴瀬川上流		一一・二二
	江合川下流		三七・九四
	黒川地区		七〇・九〇
	仙台地区		二一三・七八
	白石地区		五・一八
干害防備保安林	仙台市		二七・九二
	石巻市		二四・一四
	気仙沼市		三・一八
	白石市		二・〇八
	角田市		九・九四
	登米市		二・九〇
	栗原市		

東松島市	大崎市	七ヶ宿町	柴田町	丸森町	大和町	大郷町	加美町	女川町	南三陸町	石巻市	気仙沼市	東松島市	女川町	南三陸町	宮城北部地区	宮城南部地区
四・三四	五七・〇〇	五・一四	〇・九八	二・七二	三・六〇	〇・三〇	六・七二	一六・八二	〇・七四	一六・九三	二・四八	〇・四二	〇・八八	〇・九〇	二一・三四	六・九〇

魚つき保安林

保健保安林

〇宮城県企業局管理規程第一号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年二月一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一各所長の項第二号ハ中「三千万円」を「五千万円」に改め、同項第三号イ及びロ中「二億五千万円」を「三億円」に改める。

別表第二局長の項第六号イ及びニ中、「三億円」を「五億円」に改め、同項第八号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

別表第二各課長の項第六号イ及びニ中、「二億五千万円」を「三億円」に改め、同項第八号中「三千万円」を「五千万円」に改める。

企 業 局

附 則

この管理規程は、令和四年二月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第二号

企業局工事施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年二月一日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局工事施行規程の一部を改正する管理規程

企業局工事施行規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「三億円」を「五億円」に、「五千万円以上の調査」を「八千万円以上の調査」に改める。

附 則

この管理規程は、令和四年二月一日から施行する。

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年二月一日

宮城県教育委員会

教 育 長 伊 東 昭 代

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

別表第三の二の項指定副教育長専決等事項の欄中「一億五千万円以上三億円」を「三億円以上五億円」に改め、同項課長専決事項の欄中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同表の四の項中「三億円」を「五億円」に改め、同項の次に次の一項を加える。

四の二 建設業法（昭和二十四 年法律第百号）第二十一条 に定める建設工事に係る調 査、測量又は設計の委託の決 定	一件五千万 円以上のもの	/	一件五千万 円未満のもの	/
--	-----------------	---	-----------------	---

別表第三の五の項中「建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十一条に定める建設工事に係る調査、測量又は設計」を「前項に掲げるもの」に改め、同表の三十六の項中「第二十九号」を「二十九」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年二月一日から施行する。